

国立大学法人長岡技術科学大学における研究費の使用に関する行動規範

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保しつつ、更なる大学の学術研究体制の国民からの信頼を担保するため、研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。本学の研究活動に携わる教員及び研究活動を支援する事務職員などすべての者（以下「教職員等」という。）は、各々の責任と自覚をもってこれを誠実に実行しなければならない。

1. 教職員等は、研究費は大学が管理すべき公的資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 教職員等は、研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等の使用ルールを遵守しなければならない。
3. 教職員等は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。特に事務職員については、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 教職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 教職員等は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 教職員等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

本学は、本学研究者が研究者倫理の自立的行動の徹底を図るため、日本学術会議において策定した「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日策定）を遵守するとともに、この行動規範を担保するため、研究不正行為防止等委員会規則（平成 19 年 3 月 28 日制定）を定めた。また、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 19 年 2 月 15 日通知）に基づき、研究費不正使用防止規則（平成 19 年 11 月 28 日制定）を定めた。昨今明らかになってきた研究費の不適切な使用は、研究活動への国民の不信感を招き、当該研究者及び所属研究機関のみならず、我が国学術研究体制全体への信頼を根底から覆す重大な問題である。本行動規範は、これらを踏まえて策定するものである。